

令和5年度「第3期福津市地域福祉計画」「第2期福津市地域福祉活動計画」の事業進捗状況管理表

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
1	1 地域で 支えあ う「まち づくり」	1. 地域のつながりづくり	健康福祉部 高齢者サービス課・ 福祉課	ひとり暮らしの高齢者の見守り活動など 地域での見守り体制の充実を図るため 「地域支えあい登録者名簿」を作成し、関 係機関に貸与します。	まちづくり講座で地域支えあい制度につい て詳しく解説し、地域支えあい登録者名簿 の広報を行った。	登録後の見守り活動の充実。	地域や民生委員と連携を行っていく。
2			健康福祉部 高齢者サービス課・ 福祉課	民生委員・児童委員との連携強化を図 り、地域での見守り活動を支援します。	定例会議等で情報提供を行った。民生委 員からの相談でサポートが必要なものは地 域包括支援センターと連携し支援を行っ た。	見守り活動支援の充実。	関係機関と協力体制の強化を行う。
3			健康福祉部 高齢者サービス課	生活支援コーディネーターの活動を支 援し、地域の支えあいの体制づくりに努 めます。	生活支援コーディネーターの活動を支援 し、地域の支えあいの体制づくりに努め、 連絡会等で各地域の情報を共有し、関係 を深めた。	地域によって、状況が異なるため個々 の地域に合わせた取り組みの必要性が ある。	生活支援コーディネーターが各地域の活 動団体との連携を強化できるよう連絡会等 を通じて支援する。
4			市民共働部 地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会やその活動の認知 度を高めるよう情報発信に努めます。	市公式HPを通して情報発信した。	郷づくりに広く関心を持ってもらい、活動 に関わる人をさらに増やす必要がある。	広報ふくつや市公式HPを活用して、各郷 づくり推進協議会の活動紹介を行う。郷づ くりPRリーフレットを作成する。
5			市民共働部 地域コミュニティ課	自治会加入促進に向けたPRを行いま す。	広報ふくつで自治会特集を組み、自治会 加入促進のPRをした。	自治会加入率が低下している。	加入推進を目的としたリーフレットを作成す る。自治会の負担軽減策を情報提供する。
6			教育部 学校教育課	コミュニティ・スクールの機能を生かして 「地域とともにある学校づくり」(コミュニ ティ・スクール)と「学校を核とした地域づ くり」(スクール・コミュニティ)を一体的に 推進し、多世代交流を通じて活性化する コミュニティづくりを目指します。	児童・生徒のボランティア等の地域貢献 活動の延べ人数は3,641人で、昨年度よ り少し減少したものの児童生徒の地域貢献 を契機とする地域のつながりが継続してい る。	児童生徒は意欲的に活動に取り組んで いるが、受け身な部分もあり、子どもたち の主体性や当事者意識(自分たちの地域 を自分たちの力でもりあげるという意識) には欠けるところが課題である。	ドリームプランに掲げられている目指す子 ども像である「福津のよさに学び、貢献する 子ども」を育成するために、子どもたちの主 体的な地域参画意識が高まる取組を図る。
7			教育部 学校教育課	統括地域学校共働活動推進員(統括地 域コーディネーター)を核とした各小中 学校の連携・共働により、地域学校共働活 動の促進を図ります。	各小中学校において、総合的な学習の時 間や生活科、社会等での地域のひと・も の・ことを活用した教育課程の実施ができ、 地域・保護者の学校教育への参加、協力 人数は延べ5,661人であった。	学校が地域にしてもらっているといった 構図になっており、地域学校共働活動と の一体的推進という点でまだまだ課題が ある。	コミュニティ・スクール新化期②として、各 中学校区の特色を生かしながら、地域コー ディネーターと連携し、学校も地域もWINWIN となるような地域学校共働活動との一体的 推進を図っていく。
8			教育部 学校教育課	郷づくり推進協議会と学校との連携・共 働により、中学生のボランティア活動や小 学校のインターンシップ活動の推進を図 り、活気あふれる地域づくりを目指しま す。	地域における中学生のボランティア活動 など、郷づくり推進協議会と学校との連携・ 協働した取組を実施した。	地域における、学校を核とした地域づく りの推進が課題である。	協議会と学校が目指す子ども像を共有し、 子ども達が主体性をもって地域に関わって もらえるような取組を支援する。
9			市民共働部 地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会と学校との連携・共 働により、中学生のボランティア活動や小 学校のインターンシップ活動の推進を図 り、活気あふれる地域づくりを目指しま す。	地域における中学生のボランティア活動 など、郷づくり推進協議会と学校との連携・ 共働した取組は実施できた。	地域における、学校を核とした地域づく りの推進が課題である。	各郷づくり推進協議会と学校が目指す子ど も像を共有し、子ども達が主体性を持って地 域に関わってもえるような取組みを支援す る。
10			教育部 学校教育課	郷育カレッジや地域活動共働本部との 連携・共働により、中学生未来会議や トークフォークダンス等の活動の推進を 図り、多世代交流を通じて活性化するコ ミュニティづくりを目指します。	地域学校協働本部との連携のもと、中学 生未来会議やトークフォークダンス等、地 域を巻き込んだ活動を実施することがで き、地域のことや地域の方々の思いにふれ あい、地域のことを考える機会となった。	人員集めなど、学校主導になってしまう ことが課題である。また地域との連携が 中学校に留まっていることも課題である。	郷育カレッジや地域学校協働活動との更 なる連携を図る。また、多世代交流の場を小 学校にも広げていく。

令和5年度「第3期福津市地域福祉計画」「第2期福津市地域福祉活動計画」の事業進捗状況管理表

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
1	1 地域で 支えあ う「まち づくり」	1. 地域のつながりづくり	健康福祉部 高齢者サービス課・ 福祉課	ひとり暮らしの高齢者の見守り活動など 地域での見守り体制の充実を図るため 「地域支えあい登録者名簿」を作成し、関 係機関に貸与します。	まちづくり講座で地域支えあい制度につい て詳しく解説し、地域支えあい登録者名簿 の広報を行った。	登録後の見守り活動の充実。	地域や民生委員と連携を行っていく。
2			健康福祉部 高齢者サービス課・ 福祉課	民生委員・児童委員との連携強化を図 り、地域での見守り活動を支援します。	定例会議等で情報提供を行った。民生委 員からの相談でサポートが必要なものは地 域包括支援センターと連携し支援を行っ た。	見守り活動支援の充実。	関係機関と協力体制の強化を行う。
3			健康福祉部 高齢者サービス課	生活支援コーディネーターの活動を支 援し、地域の支えあいの体制づくりに努 めます。	生活支援コーディネーターの活動を支援 し、地域の支えあいの体制づくりに努め、 連絡会等で各地域の情報を共有し、関係 を深めた。	地域によって、状況が異なるため個々 の地域に合わせた取り組みの必要性が ある。	生活支援コーディネーターが各地域の活 動団体との連携を強化できるよう連絡会等 を通じて支援する。
4			市民共働部 地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会やその活動の認知 度を高めるよう情報発信に努めます。	市公式HPを通して情報発信した。	郷づくりに広く関心を持ってもらい、活動 に関わる人をさらに増やす必要がある。	広報ふくつや市公式HPを活用して、各郷 づくり推進協議会の活動紹介を行う。郷づ くりPRリーフレットを作成する。
5			市民共働部 地域コミュニティ課	自治会加入促進に向けたPRを行いま す。	広報ふくつで自治会特集を組み、自治会 加入促進のPRをした。	自治会加入率が低下している。	加入推進を目的としたリーフレットを作成す る。自治会の負担軽減策を情報提供する。
6			教育部 学校教育課	コミュニティ・スクールの機能を生かして 「地域とともにある学校づくり」(コミュニ ティ・スクール)と「学校を核とした地域づ くり」(スクール・コミュニティ)を一体的に 推進し、多世代交流を通じて活性化する コミュニティづくりを目指します。	児童・生徒のボランティア等の地域貢献 活動の延べ人数は3, 641人で、昨年度よ り少し減少したものの児童生徒の地域貢献 を契機とする地域のつながりが継続してい る。	児童生徒は意欲的に活動に取り組んで いるが、受け身な部分もあり、子どもたち の主体性や当事者意識(自分たちの地域 を自分たちの力でもりあげるという意識) には欠けるところが課題である。	ドリームプランに掲げられている目指す子 ども像である「福津のよさに学び、貢献する 子ども」を育成するために、子どもたちの主 体的な地域参画意識が高まる取組を図る。
7			教育部 学校教育課	統括地域学校共働活動推進員(統括地 域コーディネーター)を核とした各小中 学校の連携・共働により、地域学校共働活 動の促進を図ります。	各小中学校において、総合的な学習の時 間や生活科、社会等での地域のひと・も の・ことを活用した教育課程の実施ができ、 地域・保護者の学校教育への参加、協力 人数は延べ5,661人であった。	学校が地域にしてもらっているといった 構図になっており、地域学校共働活動と の一体的推進という点でまだまだ課題が ある。	コミュニティ・スクール新化期②として、各 中学校区の特色を生かしながら、地域コー ディネーターと連携し、学校も地域もWINWIN となるような地域学校共働活動との一体的 推進を図っていく。
8			教育部 学校教育課	郷づくり推進協議会と学校との連携・共 働により、中学生のボランティア活動や小 学校のインターンシップ活動の推進を図 り、活気あふれる地域づくりを目指しま す。	地域における中学生のボランティア活動 など、郷づくり推進協議会と学校との連携・ 協働した取組を実施した。	地域における、学校を核とした地域づく りの推進が課題である。	協議会と学校が目指す子ども像を共有し、 子ども達が主体性をもって地域に関わって もらえるような取組を支援する。
9			市民共働部 地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会と学校との連携・共 働により、中学生のボランティア活動や小 学校のインターンシップ活動の推進を図 り、活気あふれる地域づくりを目指しま す。	地域における中学生のボランティア活動 など、郷づくり推進協議会と学校との連携・ 共働した取組は実施できた。	地域における、学校を核とした地域づく りの推進が課題である。	各郷づくり推進協議会と学校が目指す子ど も像を共有し、子ども達が主体性を持って地 域に関わってもえるような取組みを支援す る。
10			教育部 学校教育課	郷育カレッジや地域活動共働本部との 連携・共働により、中学生未来会議や トークフォークダンス等の活動の推進を 図り、多世代交流を通じて活性化するコ ミュニティづくりを目指します。	地域学校協働本部との連携のもと、中学 生未来会議やトークフォークダンス等、地 域を巻き込んだ活動を実施することがで き、地域のことや地域の方々の思いにふれ あい、地域のことを考える機会となった。	人員集めなど、学校主導になってしまう ことが課題である。また地域との連携が 中学校に留まっていることも課題である。	郷育カレッジや地域学校協働活動との更 なる連携を図る。また、多世代交流の場を小 学校にも広げていく。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
11	1 地域で支えあう 「まちづくり」	1. 地域のつながりづくり	こども家庭部 こども課	子育て世代、子ども世代の社会参加の促進として、地域とつながる子どもたちの育成を推進します。	市が事務局となり、ファミリーサポート事業を実施。子育てについて、手助けをして欲しい人とお手伝いをしたい人との相互援助活動を推進している。	子育てのサポートに関する需要は多様化しており、サポートする側もそれに対応できる知識を身につけておく必要がある。また、サポート体制の把握も課題となっている。	子育てのサポートの需要についてのきめ細かな聞き取りやサポートを行う会員へのフォローアップ養成講座の充実を図る。また、講座実施時に、参加者（サポートを行う会員）の状況の確認を行う。
12			市民共働部 地域コミュニティ課	まちづくり活動を行う主体が世代や分野を超えてつながり、交流・連携できる機会を創出します。	未来共創センター事業で同センター登録団体及びヒアリング先を対象とした交流会（2回）、ウェルビーイングをテーマとし、活動者も参画した交流イベント（1回）を開催した。	特に交流イベントは、多分野で活躍する市民、企業などが参加し、異属性主体の交流会となり、新たな出会いも生まれている。継続開催するための経費確保が課題。	同センター事業における結果から、交流イベントの位置づけを明確化をし、継続開催できるよう事業整理をする。
13			社会福祉協議会	小地域福祉会と連携し、地域の特性に応じた交流の機会の拡大を支援します。	サロン活動等をはじめとして、食事会や餅つき、多世代交流など様々な形式で各小地域福祉会が行う居場所づくりを支援した。	交流行事は自治会や郷づくり推進協議会、小地域福祉会などの多様な主体により盛んに開催されているが、参加者の固定化や会場までの移動手段等が課題となっている。	地域における課題を、それぞれの地域で検討する機会を設けながら、地域特性に応じた小地域福祉会の結成・運営を支援する。また、引き続き他市町村の事例の情報収集を行い、地域に提供していく。
14			社会福祉協議会	地域ごとの基礎情報の整理、支えあいマップなどを活用し、地域の支えあい活動を支援します。	福津の便利帳（福祉統計と社会資源情報）を民生委員・児童委員や郷づくり推進協議会に配布するほか、地域活動検索サイトを作成した。また、支えあいマップを住民と一緒に作成し、要支援者や地域の情報などを共有した。	より多くの地域で支えあいマップを活用するなどして、地域の支えあい活動を支援する必要がある。	支えあい活動のもととなるニーズをキャッチするために見守り活動や地域のつながりが重要であることを普段の地域支援をとおして住民へ伝える。そのための手法として支えあいマップを活用を推進する。
15			社会福祉協議会	見守り訪問活動や防災活動の支援を通し、日頃からの近所の付き合い、地域交流の重要性を啓発します。	小地域福祉会結成支援、支えあいマップ作成や福祉教育の機会を活用しながら、自治会や学校等を対象として、地域のつながりづくりの必要性について啓発の機会を設けた。また、自治会等からの要請を受け、住民を対象とした防災と普段からの地域のつながりの重要性についての講演を実施した。	地域の担い手不足や、見守り訪問を拒否するなどの事例が見受けられる。地域のつながりづくりの重要性を認識するとともに、見守られることへの拒否感を軽減するために、より多様な主体に啓発を進めていく必要がある。	既存組織に加えて、小地域福祉会の結成支援や支えあいマップの作成、福祉教育の機会を活用しながら、自治会や学校等を対象に、地域のつながりづくりの必要性について啓発の機会を設ける。組織的な見守り活動を希望する地域については、防災の視点を踏まえながら、住民がつながり合う地域を実現するため、体制づくりや活動支援を行っていく。
16			社会福祉協議会	本会が地域に貸し出しをしている福祉用具を活用し、地域交流を支援します。	令和5年度は208件の貸出しを行った。コミュニケーション麻雀の貸出し時は、職員が地域に出向き、使い方や遊び方の指導を行った。	より多く地域に活用していただき、地域の交流活動の一助とする。	社協だより、ホームページ、ふくつのふくし、市広報等で、地域の交流活動の様子を分かりやすくお伝えしていく。
17		2. 地域活動の強化	健康福祉部 高齢者サービス課	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努めます。	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努め、連絡会等で各地域の情報を共有し、関係を深めた。	地域によって、状況が異なるため個々の地域に合わせた取り組みの必要性がある。	生活支援コーディネーターが各地域の活動団体との連携を強化できるよう連絡会等を通じて支援する。
18			健康福祉部 高齢者サービス課・福祉課	生活支援や移動支援、買い物支援等、高齢者や障がい者などを取り巻くさまざまな地域課題の解決に向けて、地域で支援できるような体制づくりに取り組みます。	昨年に引き続き地域課題である買い物支援について、事業者の移動販売に対する支援を行い、事業の拡大を図った。	地域課題の把握とさらなる支援体制づくり。	各地域の活動団体との連携を行っていく。
19			市民共働部 地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会やその活動の認知度を高めるよう情報発信に努めます。	市公式HPを通して情報発信した。	郷づくりに広く関心を持ってもらい、活動に関わる人をさらに増やす必要がある。	広報ふくつや市公式HPを活用して、各郷づくり推進協議会の活動紹介を行う。郷づくりPRリーフレットを作成する。
20			市民共働部 地域コミュニティ課	自治会加入促進に向けたPRを行います。	広報ふくつで自治会特集を組み、自治会加入促進のPRをした。	自治会加入率が低下している。	加入推進を目的としたリーフレットを作成する。自治会の負担軽減策を情報提供する。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
11	1 地域で支えあう 「まちづくり」	1. 地域のつながりづくり	こども家庭部 こども課	子育て世代、子ども世代の社会参加の促進として、地域とつながる子どもたちの育成を推進します。	市が事務局となり、ファミリーサポート事業を実施。子育てについて、手助けをして欲しい人とお手伝いをしたい人との相互援助活動を推進している。	子育てのサポートに関する需要は多様化しており、サポートする側もそれに対応できる知識を身につけておく必要がある。また、サポート体制の把握も課題となっている。	子育てのサポートの需要についてのきめ細かな聞き取りやサポートを行う会員へのフォローアップ養成講座の充実を図る。また、講座実施時に、参加者（サポートを行う会員）の状況の確認を行う。
12			市民共働部 地域コミュニティ課	まちづくり活動を行う主体が世代や分野を超えてつながり、交流・連携できる機会を創出します。	未来共創センター事業で同センター登録団体及びヒアリング先を対象とした交流会（2回）、ウェルビーイングをテーマとし、活動者も参画した交流イベント（1回）を開催した。	特に交流イベントは、多分野で活躍する市民、企業などが参加し、異属性主体の交流会となり、新たな出会いも生まれている。継続開催するための経費確保が課題。	同センター事業における結果から、交流イベントの位置づけを明確化をし、継続開催できるよう事業整理をする。
13			社会福祉協議会	小地域福祉会と連携し、地域の特性に応じた交流の機会の拡大を支援します。	サロン活動等をはじめとして、食事会や餅つき、多世代交流など様々な形式で各小地域福祉会が行う居場所づくりを支援した。	交流行事は自治会や郷づくり推進協議会、小地域福祉会などの多様な主体により盛んに開催されているが、参加者の固定化や会場までの移動手段等が課題となっている。	地域における課題を、それぞれの地域で検討する機会を設けながら、地域特性に応じた小地域福祉会の結成・運営を支援する。また、引き続き他市町村の事例の情報収集を行い、地域に提供していく。
14			社会福祉協議会	地域ごとの基礎情報の整理、支えあいマップなどを活用し、地域の支えあい活動を支援します。	福津の便利帳（福祉統計と社会資源情報）を民生委員・児童委員や郷づくり推進協議会に配布するほか、地域活動検索サイトを作成した。また、支えあいマップを住民と一緒に作成し、要支援者や地域の情報などを共有した。	より多くの地域で支えあいマップを活用するなどして、地域の支えあい活動を支援する必要がある。	支えあい活動のもととなるニーズをキャッチするために見守り活動や地域のつながりが重要であることを普段の地域支援をとおして住民へ伝える。そのための手法として支えあいマップを活用を推進する。
15			社会福祉協議会	見守り訪問活動や防災活動の支援を通し、日頃からの近所の付き合い、地域交流の重要性を啓発します。	小地域福祉会結成支援、支えあいマップ作成や福祉教育の機会を活用しながら、自治会や学校等を対象として、地域のつながりづくりの必要性について啓発の機会を設けた。また、自治会等からの要請を受け、住民を対象とした防災と普段からの地域のつながりの重要性についての講演を実施した。	地域の担い手不足や、見守り訪問を拒否するなどの事例が見受けられる。地域のつながりづくりの重要性を認識するとともに、見守られることへの拒否感を軽減するために、より多様な主体に啓発を進めていく必要がある。	既存組織に加えて、小地域福祉会の結成支援や支えあいマップの作成、福祉教育の機会を活用しながら、自治会や学校等を対象に、地域のつながりづくりの必要性について啓発の機会を設ける。組織的な見守り活動を希望する地域については、防災の視点を踏まえながら、住民がつながり合う地域を実現するため、体制づくりや活動支援を行っていく。
16			社会福祉協議会	本会が地域に貸し出しをしている福祉用具を活用し、地域交流を支援します。	令和5年度は208件の貸出しを行った。コミュニケーション麻雀の貸出し時は、職員が地域に出向き、使い方や遊び方の指導を行った。	より多く地域に活用していただき、地域の交流活動の一助とする。	社協だより、ホームページ、ふくつのふくし、市広報等で、地域の交流活動の様子を分かりやすくお伝えしていく。
17		2. 地域活動の強化	健康福祉部 高齢者サービス課	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努めます。	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努め、連絡会等で各地域の情報を共有し、関係を深めた。	地域によって、状況が異なるため個々の地域に合わせた取り組みの必要性がある。	生活支援コーディネーターが各地域の活動団体との連携を強化できるよう連絡会等を通じて支援する。
18			健康福祉部 高齢者サービス課・福祉課	生活支援や移動支援、買い物支援等、高齢者や障がい者などを取り巻くさまざまな地域課題の解決に向けて、地域で支援できるような体制づくりに取り組みます。	昨年に引き続き地域課題である買い物支援について、事業者の移動販売に対する支援を行い、事業の拡大を図った。	地域課題の把握とさらなる支援体制づくり。	各地域の活動団体との連携を行っていく。
19			市民共働部 地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会やその活動の認知度を高めるよう情報発信に努めます。	市公式HPを通して情報発信した。	郷づくりに広く関心を持ってもらい、活動に関わる人をさらに増やす必要がある。	広報ふくつや市公式HPを活用して、各郷づくり推進協議会の活動紹介を行う。郷づくりPRリーフレットを作成する。
20			市民共働部 地域コミュニティ課	自治会加入促進に向けたPRを行います。	広報ふくつで自治会特集を組み、自治会加入促進のPRをした。	自治会加入率が低下している。	加入推進を目的としたリーフレットを作成する。自治会の負担軽減策を情報提供する。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
21	1 地域で支えあう「まちづくり」	2. 地域活動の強化	社会福祉協議会	自治会単位を基本とした小地域福祉会の結成支援を行います。	令和5年度は、光陽台4区自治会福祉部会、光陽台6区福祉会が結成され、47団体(49自治会)となった。また、堅川区・古町区を対象に小地域福祉会についての説明を実施した。	小地域福祉会が結成されていなくても、地域の支えあいや交流が盛んな地域もあり、見極めながらアプローチする必要がある。 また、若い世代が多い地域や活動拠点がない地域へのアプローチが課題である。	それぞれの地域の実情に応じて、未結成地域の自治会や民生委員・児童委員に小地域福祉会について説明していく。 また、各自治会長に「ふくつのふくし」を通じて、地域活動の啓発を行っていく。
22			社会福祉協議会	既存の小地域福祉会に対しては、運営上の悩みや取り組みへの相談を受け、解決方法をともに考えていくとともに、新たな取り組みの契機となるよう研修会や情報提供など行います。	各地域に出向きながら、運営や活動内容について随時相談を受け付けた。また、担い手づくりのポイントを学ぶため、小地域福祉会を対象として研修会を実施した。福間・福間南地域では郷づくり推進協議会とともに小地域福祉会意見交換会を行い、小地域福祉会間の繋がりがりづくりも行った。	引き続き、担い手不足は課題であり、休止・解散についての相談を受けることもある。継続的な担い手の発掘・養成が課題である。	引き続き地域に出向き、福祉会の運営を支援していく。また、相談に対応できるよう市内外問わず情報収集を行い、適切な情報を提供できるよう努める。
23			社会福祉協議会	住民福祉講座などを通して、地域づくりに意欲のある人材の発掘・育成を行います。	小地域福祉会、自治会等の協力を得て、地域福祉活動、支えあいマップ作成、防災などの講座を行った。また、災害ボランティアの養成講座を実施した。	講座等をとおして学び、地域づくりに意欲を持った住民が地域で活躍できるよう適切にマッチング・活動支援を実施する必要がある。	引き続きニーズを把握しながら、住民福祉講座やボランティア養成講座を実施する。地域やボランティア団体、ニーズを抱える住民へのマッチング・活動支援を行う。
24			社会福祉協議会	第2層生活支援コーディネーターの育成・支援を行い、地域の課題を話し合う場づくりや課題の共有、課題解決のための人材発掘、地域資源づくりに取り組みます。	各中学校区単位で第2層のエリアマネジャーを配置することになり、令和5年度は津屋崎中学校区・福間中学校区に2名配置し、より細やかな地域の課題把握や通所Cサービスの事前打ち合わせ、地域ケア会議に参加することができるようになり、地域の課題の積み上げ、困り事を抱えた方に情報提供をすることができた。	令和6年度をもって、地域住民による第2層生活支援コーディネーターが終了するため、今後の生活支援体制整備事業の第1層・第2層の役割を整理していく必要がある。	これまでの第2層生活支援コーディネーターの役割を引き継ぎながら、今後も地域の支援者として協力を依頼していく。 また、第1層と第2層の役割整理や自立支援型地域ケア会議での生活支援コーディネーターの役割を市と協議しながら事業を実施していく。
25			社会福祉協議会	本会が所有する車を地域に貸し出し、地域で買い物支援やサロン活動に活用いただいている「外出支援活動団体サポート事業」の拡大を図るとともに、新たな地域課題を解消するための事業の開発に努めます。	令和5年度は、本町区自治会が新規登録し、10団体が実施。民生委員・児童委員のブロック会議や各地域で実施状況等を都度説明しているため、興味関心を持つ地域が多く、団体数が伸びている。	運転手の確保ができず外出支援の事業実施に至らない地域がある。 通院等の個別の対応が必要なニーズを解決するための取り組みを検討する必要がある。	運転手確保のための支援のあり方について市高齢者サービス課等と検討する。 移動支援についての他市町村の事例の情報収集を行う。 引き続き、生活支援コーディネーターや民生委員・児童委員、小地域福祉会等の関係者とともに、外出支援のニーズ把握を行う。
26		3. 市民活動やボランティア活動の活性化	市民共働部 地域コミュニティ課	持続可能な社会参加と促進のために次世代の担い手育成を目的とした、地域福祉を支えるボランティアの育成・活動を推進します。	未来共創センター事業として、講座の開催(場づくりファシリテーター実践塾、ボランティア講座、市民活動講座等)、同センター登録団体(69団体)の支援に取組んだ。	福津市の現状に合わせた講座内容の充実につながる市内活動主体のニーズの把握、及び講座受講者や既存活動主体の新たな活躍の機会づくりが必要。	同センター事業結果、過去の受講者の声を活かした講座内容づくりを行う。活動伴走支援者の配置等、講座受講者や既存活動主体が活動支援を求めやすい環境を継続する。
27			市民共働部 地域コミュニティ課	まちづくりへの理解向上、まちづくりへの参加・参画意欲向上を図るため、わかりやすく伝わる情報発信に取り組みます。	市民活動やボランティアに関する情報発信拠点となる、未来共創センター館内、同センター公式サイトでの再構築を行った。	情報発信拠点を生かし、情報を受け取る相手方に合わせた情報発信の充実を図れていない。	同センター事業において、相手が受け取りやすい発信方法、相手に伝わりやすい表現方法、相手が欲しい旬な情報内容を意識した計画的な情報発信体制を整える。
28			市民共働部 地域コミュニティ課	オンライン・オフラインでのイベントや講座等を開催し、産学官民の多様な主体がまちづくりへ参加・参画するための機会を充実させます。	未来共創センター事業にて、市民・事業者・企業の方が参画できるイベントや講座を実施し、サービスの受け手ではなく、まちの創り手となる機会を創出した。	まちづくりへの参加・参画するための機会が不足している。	同センター事業において、過去の参加・参画者の声を生かしながら、多様な属性の主体が参加・参画できる機会を継続して創出していく。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
21	1 地域で支えあう「まちづくり」	2. 地域活動の強化	社会福祉協議会	自治会単位を基本とした小地域福祉会の結成支援を行います。	令和5年度は、光陽台4区自治会福祉部会、光陽台6区福祉会が結成され、47団体(49自治会)となった。また、堅川区・古町区を対象に小地域福祉会についての説明を実施した。	小地域福祉会が結成されていなくても、地域の支えあいや交流が盛んな地域もあり、見極めながらアプローチする必要がある。 また、若い世代が多い地域や活動拠点がない地域へのアプローチが課題である。	それぞれの地域の実情に応じて、未結成地域の自治会や民生委員・児童委員に小地域福祉会について説明していく。 また、各自治会長に「ふくつのふくし」を通じて、地域活動の啓発を行っていく。
22			社会福祉協議会	既存の小地域福祉会に対しては、運営上の悩みや取り組みへの相談を受け、解決方法をともに考えていくとともに、新たな取り組みの契機となるよう研修会や情報提供など行います。	各地域に出向きながら、運営や活動内容について随時相談を受け付けた。また、担い手づくりのポイントを学ぶため、小地域福祉会を対象として研修会を実施した。福間・福間南地域では郷づくり推進協議会とともに小地域福祉会意見交換会を行い、小地域福祉会間の繋がりがりづくりも行った。	引き続き、担い手不足は課題であり、休止・解散についての相談を受けることもある。継続的な担い手の発掘・養成が課題である。	引き続き地域に出向き、福祉会の運営を支援していく。また、相談に対応できるよう市内外問わず情報収集を行い、適切な情報を提供できるよう努める。
23			社会福祉協議会	住民福祉講座などを通して、地域づくりに意欲のある人材の発掘・育成を行います。	小地域福祉会、自治会等の協力を得て、地域福祉活動、支えあいマップ作成、防災などの講座を行った。また、災害ボランティアの養成講座を実施した。	講座等をとおして学び、地域づくりに意欲を持った住民が地域で活躍できるよう適切にマッチング・活動支援を実施する必要がある。	引き続きニーズを把握しながら、住民福祉講座やボランティア養成講座を実施する。地域やボランティア団体、ニーズを抱える住民へのマッチング・活動支援を行う。
24			社会福祉協議会	第2層生活支援コーディネーターの育成・支援を行い、地域の課題を話し合う場づくりや課題の共有、課題解決のための人材発掘、地域資源づくりに取り組みます。	各中学校区単位で第2層のエリアマネジャーを配置することになり、令和5年度は津屋崎中学校区・福間中学校区に2名配置し、より細やかな地域の課題把握や通所Cサービスの事前打ち合わせ、地域ケア会議に参加することができるようになり、地域の課題の積み上げ、困り事を抱えた方に情報提供をすることができた。	令和6年度をもって、地域住民による第2層生活支援コーディネーターが終了するため、今後の生活支援体制整備事業の第1層・第2層の役割を整理していく必要がある。	これまでの第2層生活支援コーディネーターの役割を引き継ぎながら、今後も地域の支援者として協力を依頼していく。 また、第1層と第2層の役割整理や自立支援型地域ケア会議での生活支援コーディネーターの役割を市と協議しながら事業を実施していく。
25			社会福祉協議会	本会が所有する車を地域に貸し出し、地域で買い物支援やサロン活動に活用いただいている「外出支援活動団体サポート事業」の拡大を図るとともに、新たな地域課題を解消するための事業の開発に努めます。	令和5年度は、本町区自治会が新規登録し、10団体が実施。民生委員・児童委員のブロック会議や各地域で実施状況等を都度説明しているため、興味関心を持つ地域が多く、団体数が伸びている。	運転手の確保ができず外出支援の事業実施に至らない地域がある。 通院等の個別の対応が必要なニーズを解決するための取り組みを検討する必要がある。	運転手確保のための支援のあり方について市高齢者サービス課等と検討する。 移動支援についての他市町村の事例の情報収集を行う。 引き続き、生活支援コーディネーターや民生委員・児童委員、小地域福祉会等の関係者とともに、外出支援のニーズ把握を行う。
26		3. 市民活動やボランティア活動の活性化	市民共働部 地域コミュニティ課	持続可能な社会参加と促進のために次世代の担い手育成を目的とした、地域福祉を支えるボランティアの育成・活動を推進します。	未来共創センター事業として、講座の開催(場づくりファシリテーター実践塾、ボランティア講座、市民活動講座等)、同センター登録団体(69団体)の支援に取組んだ。	福津市の現状に合わせた講座内容の充実につながる市内活動主体のニーズの把握、及び講座受講者や既存活動主体の新たな活躍の機会づくりが必要。	同センター事業結果、過去の受講者の声を活かした講座内容づくりを行う。活動伴走支援者の配置等、講座受講者や既存活動主体が活動支援を求めやすい環境を継続する。
27			市民共働部 地域コミュニティ課	まちづくりへの理解向上、まちづくりへの参加・参画意欲向上を図るため、わかりやすく伝わる情報発信に取り組みます。	市民活動やボランティアに関する情報発信拠点となる、未来共創センター館内、同センター公式サイトでの再構築を行った。	情報発信拠点を生かし、情報を受け取る相手方に合わせた情報発信の充実が図れていない。	同センター事業において、相手が受け取りやすい発信方法、相手に伝わりやすい表現方法、相手が欲しい旬な情報内容を意識した計画的な情報発信体制を整える。
28			市民共働部 地域コミュニティ課	オンライン・オフラインでのイベントや講座等を開催し、産学官民の多様な主体がまちづくりへ参加・参画するための機会を充実させます。	未来共創センター事業にて、市民・事業者・企業の方が参画できるイベントや講座を実施し、サービスの受け手ではなく、まちの創り手となる機会を創出した。	まちづくりへの参加・参画するための機会が不足している。	同センター事業において、過去の参加・参画者の声を生かしながら、多様な属性の主体が参加・参画できる機会を継続して創出していく。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
29	1 地域で支えあう 「まちづくり」	3. 市民活動やボランティア活動の活性化	市民共働部 地域コミュニティ課	まちづくり活動を行う主体が必要とする『ひと』『もの』『こと』の情報をワンストップで提供できるよう、多様な主体が取り組むまちづくり活動の情報収集を積極的に行うなど、情報の一元化を図ります。	未来共創センターでの情報の一元化を目指し、同センタースタッフ(コネクター)によるヒアリング等の調査を実施した。	市民活動情報をはじめ、まちづくりに関する情報収集力が不足している。	同センタースタッフによるヒアリングの幅を広げ、積極的な情報収集に努める。
30			市民共働部 地域コミュニティ課	福津のまちづくりへ参加・参画する多様な主体が互いの立場や特性を理解し、認め合い、共有する目標達成のために、各主体の特性を生かし合った連携型のまちづくりが広がるための支援を行います。そのため、多様な主体間の出会いや交流などの機会を提供し、取組支援を行う「未来共創センター(仮称)」の設立を目指します。	令和4年7月に設立した、市民活動、共働及び共創を伴走支援する「未来共創センター」の公民連携型運営を継続した。	同センターは、管理・情報・事業の3部門に分けての業務を構築途中であり、継続的・安定的に行うための仕組みが整っていない。	継続的・安定的に公民連携型での同センター運営につながる、仕組づくりに注力する。
31			社会福祉協議会	各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解消のための取り組みを行っていきます。	郷づくり推進協議会福祉部会、民生委員・児童委員の定例会やブロック会議、小地域福祉会の役員会等に各種地域の会議に出席し、顔の見える関係性を築き、相談しやすい環境づくりに努めた。	地域が抱える課題を、地域で共有し、課題解消に向けた協議の場(機会)や課題を捉える意識の醸成が必要である。	地域内で課題を共有・解消に向けた話し合い場や他地域間で意見交換する場を設ける。 また、出てきた課題を解消するために必要な地域資源の創出を地域とともに進めていく。
32			社会福祉協議会	高齢や障がいなどの福祉課題や地域の課題などを学ぶとともに、課題解決策を主体的に考える機会づくりのため、市内の小中学校や地域団体に対し、福祉教育や住民福祉講座を行うとともに、共に推進していただけるボランティアを養成します。	市内の小中学校や地域団体を対象として38回、延体験者2,765人へ福祉教育を実施し、高齢者や障がい者などの福祉課題について考える機会を提供した。共に推進するボランティアとして福津市地域婦人会や個人に活動いただいている。過大規模校では体験のあり方を学校と検討し、可能な限り学習の目標が達成できるようカリキュラムの作成を行った。	円滑な体験学習の実施のためにボランティアを育成をする必要がある。	登録ボランティアが引き続き活躍できるよう活動支援を行うとともに、福祉教育に関わるボランティアの養成を引き続き行う。
33			社会福祉協議会	ボランティア団体に対し、運営上の悩みや取り組みへの相談をともに考えていくとともに、研修会や情報提供などを行い活動の活性化を図ります。	定期的な情報交換や、関係機関との調整、会の広報活動を実施し、ボランティア団体の活動の側面的な支援を行った。	活動の認知度が低い。会員の高齢化や減少傾向により、継続的な活動がどこまでできるか分からない。	活動内容や意義について、広く発信する。意欲や意向に沿って支援を実施する。
34	2 まち誰もが安心して暮らせる	4. 災害時における支えあいの仕組みづくり	総務部 防災安全課 健康福祉部 福祉課	災害時の避難等に支援が必要な要介護者や重度の障がい者等の「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、避難行動要支援者の把握に努めます。	令和4年度に福祉課が地域支えあい制度実施要綱を改定するとともに、地域支えあい連絡表を発送し、その回答により地域支えあい登録者名簿と避難行動要支援者名簿の更新及び避難行動要支援者の把握を行った。	回答項目に空欄があることが多い。	次回、連絡カード発送時に、空欄回答が少なくなるような工夫をする必要がある。
35			総務部 防災安全課 健康福祉部 福祉課	「避難行動要支援者名簿」の情報を本人の同意を得た上で関係機関と共有し、個別の避難経路や支援内容を定める「個別避難計画」の作成を促進します。	令和4年度に福祉課が地域支えあい制度実施要綱を改定するとともに、地域支えあい連絡カードを発送し、その回答により地域支えあい登録者名簿と避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新を行った。	法で概ね令和3年5月20日から5年間を目途に、避難行動要支援者の優先順位の高い人について、個別避難計画の作成に取り組むこととされているため、取り組みを急ぐ必要がある。	避難行動要支援者の優先順位の高い人を選定し、事業を進捗させる必要がある。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
29	1 地域で支えあう 「まちづくり」	3. 市民活動やボランティア活動の活性化	市民共働部 地域コミュニティ課	まちづくり活動を行う主体が必要とする『ひと』『もの』『こと』の情報をワンストップで提供できるよう、多様な主体が取り組むまちづくり活動の情報収集を積極的に行うなど、情報の一元化を図ります。	未来共創センターでの情報の一元化を目指し、同センタースタッフ(コネクター)によるヒアリング等の調査を実施した。	市民活動情報をはじめ、まちづくりに関する情報収集力が不足している。	同センタースタッフによるヒアリングの幅を広げ、積極的な情報収集に努める。
30			市民共働部 地域コミュニティ課	福津のまちづくりへ参加・参画する多様な主体が互いの立場や特性を理解し、認め合い、共有する目標達成のために、各主体の特性を生かし合った連携型のまちづくりが広がるための支援を行います。そのため、多様な主体間の出会いや交流などの機会を提供し、取組支援を行う「未来共創センター(仮称)」の設立を目指します。	令和4年7月に設立した、市民活動、共働及び共創を伴走支援する「未来共創センター」の公民連携型運営を継続した。	同センターは、管理・情報・事業の3部門に分けての業務を構築途中であり、継続的・安定的に行うための仕組みが整っていない。	継続的・安定的に公民連携型での同センター運営につながる、仕組づくりに注力する。
31			社会福祉協議会	各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解消のための取り組みを行っていきます。	郷づくり推進協議会福祉部会、民生委員・児童委員の定例会やブロック会議、小地域福祉会の役員会等に各種地域の会議に出席し、顔の見える関係性を築き、相談しやすい環境づくりに努めた。	地域が抱える課題を、地域で共有し、課題解消に向けた協議の場(機会)や課題を捉える意識の醸成が必要である。	地域内で課題を共有・解消に向けた話し合い場や他地域間で意見交換する場を設ける。 また、出てきた課題を解消するために必要な地域資源の創出を地域とともに進めていく。
32			社会福祉協議会	高齢や障がいなどの福祉課題や地域の課題などを学ぶとともに、課題解決策を主体的に考える機会づくりのため、市内の小中学校や地域団体に対し、福祉教育や住民福祉講座を行うとともに、共に推進していただけるボランティアを養成します。	市内の小中学校や地域団体を対象として38回、延体験者2,765人へ福祉教育を実施し、高齢者や障がい者などの福祉課題について考える機会を提供した。共に推進するボランティアとして福津市地域婦人会や個人に活動いただいている。過大規模校では体験のあり方を学校と検討し、可能な限り学習の目標が達成できるようカリキュラムの作成を行った。	円滑な体験学習の実施のためにボランティアを育成をする必要がある。	登録ボランティアが引き続き活躍できるよう活動支援を行うとともに、福祉教育に関わるボランティアの養成を引き続き行う。
33			社会福祉協議会	ボランティア団体に対し、運営上の悩みや取り組みへの相談をともに考えていくとともに、研修会や情報提供などを行い活動の活性化を図ります。	定期的な情報交換や、関係機関との調整、会の広報活動を実施し、ボランティア団体の活動の側面的な支援を行った。	活動の認知度が低い。会員の高齢化や減少傾向により、継続的な活動がどこまでできるか分からない。	活動内容や意義について、広く発信する。意欲や意向に沿って支援を実施する。
34	2 まち誰もが安心して暮らせる	4. 災害時における支えあいの仕組みづくり	総務部 防災安全課 健康福祉部 福祉課	災害時の避難等に支援が必要な要介護者や重度の障がい者等の「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、避難行動要支援者の把握に努めます。	令和4年度に福祉課が地域支えあい制度実施要綱を改定するとともに、地域支えあい連絡表を発送し、その回答により地域支えあい登録者名簿と避難行動要支援者名簿の更新及び避難行動要支援者の把握を行った。	回答項目に空欄があることが多い。	次回、連絡カード発送時に、空欄回答が少なくなるような工夫をする必要がある。
35			総務部 防災安全課 健康福祉部 福祉課	「避難行動要支援者名簿」の情報を本人の同意を得た上で関係機関と共有し、個別の避難経路や支援内容を定める「個別避難計画」の作成を促進します。	令和4年度に福祉課が地域支えあい制度実施要綱を改定するとともに、地域支えあい連絡カードを発送し、その回答により地域支えあい登録者名簿と避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新を行った。	法で概ね令和3年5月20日から5年間を目途に、避難行動要支援者の優先順位の高い人について、個別避難計画の作成に取り組むこととされているため、取り組みを急ぐ必要がある。	避難行動要支援者の優先順位の高い人を選定し、事業を進捗させる必要がある。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
36	2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	4. 災害時における支えあいの仕組みづくり	総務部 防災安全課	危険区域や避難所・避難方法を周知する「総合防災マップ」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。	令和6年2月に福津市総合防災マップを福津市防災マップとして4年ぶりに更新し令和6年3月末までに市内全戸約28,500部送付しています。主な更新内容は紙面をA4からB4に拡大したことや、新たな洪水浸水区域を追加、マイタイムライン作成ページの追加しました。市域の防災リテラシーの向上が見込まれる。	国県による避難情報の発令基準や、災害危険区域が短い間隔で改定されているので、時期によっては、重要な改定内容が、防災マップに反映されていない時期がある。	国県による予期せぬ重要な改定については、国県のHPへの案内や、チラシ等に対応しているが、防災マップの更新を現在1回/5年にしているところを、近隣自治体の状況を調査のうえ、見直しを検討する必要がある。
37			社会福祉協議会	福津市地域防災計画、福津市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、大規模な自然災害が発生した場合には、災害ボランティアセンターを設置し、市民の生活の復旧・復興に努めます。	令和5年度は、本市で大規模災害がなかったが、令和5年豪雨災害により被害を受けた久留米市、うきは市の災害ボランティアセンター、令和6年能登半島地震災害での穴水町災害ボランティアセンターに職員を派遣した。	災害ボランティアセンターの運営支援の経験者が少なく、特に初動期のセンターに関わった職員が少ない。	災害発生時に円滑に復旧・復興活動に取り組めるように、訓練や研修、被災地支援に積極的に職員を派遣し、経験と災害支援への意識の醸成を図る。
38			社会福祉協議会	災害時には各種団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営を行います。	令和5年度は、本市で大規模災害がなかったため実績はないが、災害時のボランティアを養成するための研修を実施するとともに、災害ボランティアセンターの運営支援時にNPOやボランティア団体、企業等との繋がりを行った。	福津市において災害ボランティアセンター設置の経験がないため、平時から本会と災害支援のNPOやボランティア団体との関りがほとんどない。	発災時に円滑に連携が図れるよう、研修や被災地支援等を通して、各種団体と関係づくりを行う。
39			社会福祉協議会	災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。	相互支援協定を締結している宗像市社協・古賀市社協と連携強化を目的とした災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施した。また、災害時のボランティア活動の資機材をメイトム宗像に配備した。	3社協とも災害ボランティアセンターの運営支援・災害ボランティアを経験した職員が少なく、訓練や支援の経験を積み重ねる必要がある。	3社協で協議し、令和7年度に訓練を実施し、以後も定期的に訓練を行い、災害時に円滑に連携が図れるように取り組む。
40			社会福祉協議会	地域や家庭での日頃の防災活動の学習の機会を設けます。	自治会や郷づくり推進協議会、小地域福祉会等に、平時からの地域のつながりづくりの重要性を軸とした防災講座を実施した。また、支え合いマップを活用し、地域の避難場所の確認や避難行動要配慮者への支援について協議した。	令和4年度と比較し、地域での講座が増加したが、全市一斉防災訓練時には依頼が重なるため、対応できる職員の育成が必要である。	近年頻発する豪雨災害や令和6年能登半島地震の発生により、市民の防災への関心が高まっている。防災・減災活動と平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通じた地域のつながりの重要性を引き続き啓発していく。
41			社会福祉協議会	平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通じた地域のつながり、顔見知りの関係づくりを推進し、災害時の地域の避難行動の基盤づくりを支援します。	自治会や郷づくり推進協議会、小地域福祉会等に、平時からの地域のつながりづくりの重要性を軸とした防災講座を実施した。また、支え合いマップを活用し、地域の避難場所の確認や避難行動要配慮者への支援について協議した。	令和4年度と比較し、地域での講座が増加したが、全市一斉防災訓練時には依頼が重なるため、対応できる職員の育成が必要である。	近年頻発する豪雨災害や令和6年能登半島地震の発生により、市民の防災への関心が高まっている。防災・減災活動と平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通じた地域のつながりの重要性を引き続き啓発していく。
42		5. 成年後見制度の利用促進	健康福祉部 高齢者サービス課・福祉課	権利擁護に関する知識や理解の普及に努めます。	市民後見人養成講座を開催し、市民後見人登録者名簿の拡充を行った。	権利擁護(成年後見制度)に関する普及啓発と利用促進。	関係機関と協力して権利擁護(成年後見制度)に関する普及啓発を推進し、必要な方へ利用を促進する。
43			健康福祉部 高齢者サービス課・福祉課	相談窓口の周知と制度が必要な市民の利用支援を行います。	地域包括支援センターや市役所窓口で相談業務を行い、支援を行った。また、地域においてセンター職員が出向き広報活動を行った。	相談窓口の周知を拡充する。	継続して、地域や民生委員・児童委員に相談窓口の周知を行う。関係機関と協力して制度に関する普及啓発を推進し、必要な方へ利用を促進する。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
36	2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	4. 災害時における支えあいの仕組みづくり	総務部 防災安全課	危険区域や避難所・避難方法を周知する「総合防災マップ」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。	令和6年2月に福津市総合防災マップを福津市防災マップとして4年ぶりに更新し令和6年3月末までに市内全戸約28,500部送付しています。主な更新内容は紙面をA4からB4に拡大したことや、新たな洪水浸水区域を追加、マイタイムライン作成ページの追加しました。市域の防災リテラシーの向上が見込まれる。	国県による避難情報の発令基準や、災害危険区域が短い間隔で改定されているので、時期によっては、重要な改定内容が、防災マップに反映されていない時期がある。	国県による予期せぬ重要な改定については、国県のHPへの案内や、チラシ等に対応しているが、防災マップの更新を現在1回/5年にしているところを、近隣自治体の状況を調査のうえ、見直しを検討する必要がある。
37			社会福祉協議会	福津市地域防災計画、福津市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、大規模な自然災害が発生した場合には、災害ボランティアセンターを設置し、市民の生活の復旧・復興に努めます。	令和5年度は、本市で大規模災害がなかったが、令和5年豪雨災害により被害を受けた久留米市、うきは市の災害ボランティアセンター、令和6年能登半島地震災害での穴水町災害ボランティアセンターに職員を派遣した。	災害ボランティアセンターの運営支援の経験者が少なく、特に初動期のセンターに関わった職員が少ない。	災害発生時に円滑に復旧・復興活動に取り組めるように、訓練や研修、被災地支援に積極的に職員を派遣し、経験と災害支援への意識の醸成を図る。
38			社会福祉協議会	災害時には各種団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営を行います。	令和5年度は、本市で大規模災害がなかったため実績はないが、災害時のボランティアを養成するための研修を実施するとともに、災害ボランティアセンターの運営支援時にNPOやボランティア団体、企業等との繋がりを行った。	福津市において災害ボランティアセンター設置の経験がないため、平時から本会と災害支援のNPOやボランティア団体との関りがほとんどない。	発災時に円滑に連携が図れるよう、研修や被災地支援等を通して、各種団体と関係づくりを行う。
39			社会福祉協議会	災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。	相互支援協定を締結している宗像市社協・古賀市社協と連携強化を目的とした災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施した。また、災害時のボランティア活動の資機材をメイトム宗像に配備した。	3社協とも災害ボランティアセンターの運営支援・災害ボランティアを経験した職員が少なく、訓練や支援の経験を積み重ねる必要がある。	3社協で協議し、令和7年度に訓練を実施し、以後も定期的に訓練を行い、災害時に円滑に連携が図れるように取り組む。
40			社会福祉協議会	地域や家庭での日頃の防災活動の学習の機会を設けます。	自治会や郷づくり推進協議会、小地域福祉会等に、平時からの地域のつながりづくりの重要性を軸とした防災講座を実施した。また、支え合いマップを活用し、地域の避難場所の確認や避難行動要配慮者への支援について協議した。	令和4年度と比較し、地域での講座が増加したが、全市一斉防災訓練時には依頼が重なるため、対応できる職員の育成が必要である。	近年頻発する豪雨災害や令和6年能登半島地震の発生により、市民の防災への関心が高まっている。防災・減災活動と平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通じた地域のつながりの重要性を引き続き啓発していく。
41			社会福祉協議会	平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通じた地域のつながり、顔見知りの関係づくりを推進し、災害時の地域の避難行動の基盤づくりを支援します。	自治会や郷づくり推進協議会、小地域福祉会等に、平時からの地域のつながりづくりの重要性を軸とした防災講座を実施した。また、支え合いマップを活用し、地域の避難場所の確認や避難行動要配慮者への支援について協議した。	令和4年度と比較し、地域での講座が増加したが、全市一斉防災訓練時には依頼が重なるため、対応できる職員の育成が必要である。	近年頻発する豪雨災害や令和6年能登半島地震の発生により、市民の防災への関心が高まっている。防災・減災活動と平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通じた地域のつながりの重要性を引き続き啓発していく。
42		5. 成年後見制度の利用促進	健康福祉部 高齢者サービス課・福祉課	権利擁護に関する知識や理解の普及に努めます。	市民後見人養成講座を開催し、市民後見人登録者名簿の拡充を行った。	権利擁護(成年後見制度)に関する普及啓発と利用促進。	関係機関と協力して権利擁護(成年後見制度)に関する普及啓発を推進し、必要な方へ利用を促進する。
43			健康福祉部 高齢者サービス課・福祉課	相談窓口の周知と制度が必要な市民の利用支援を行います。	地域包括支援センターや市役所窓口で相談業務を行い、支援を行った。また、地域においてセンター職員が出向き広報活動を行った。	相談窓口の周知を拡充する。	継続して、地域や民生委員・児童委員に相談窓口の周知を行う。関係機関と協力して制度に関する普及啓発を推進し、必要な方へ利用を促進する。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
44	2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	5. 成年後見制度の利用 促進	健康福祉部 高齢者サービス課	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け、中核機関のあり方を関係機関と協議・検討します。	中核機関における協議会のあり方を関係機関と協議、検討した。	地域における権利擁護に関する情報のアウトリーチ。	中核機関や情報保有機関同士の連携を強化し、情報収集を活性化する。
			健康福祉部 福祉課	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け、中核機関のあり方を関係機関と協議・検討します。	これまでの中核機関のあり方の検討を踏まえ、今年度より中核機関の設置を行った。	中核機関の設置により、今後の協議会の運営方法等の検討を行う必要がある。	関係機関と協議を行い、協議会の準備を進める。
45			社会福祉協議会	市民後見人養成研修の修了者について、社会福祉協議会の法人後見の実務担当者としての活動を進めます。	令和5年度は、新たに2件のケースを受任し、そのうち1件については新しく市民後見人登録者2名に実務担当として活動を開始してもらった。市民後見人登録者のうち、活動中の方は計9名となっている。また令和6年度の市民後見人登録者は28名となった。	市民後見人養成研修を受講しても、成年後見制度や対人援助、市民後見人の意義を理解し、実際に活動できる方は少ない。	1人でも多くの市民後見人に法人後見の実務担当者として活動に従事していただくことで、成年後見制度への理解と周知、適切な利用につなげていく。また県社協主催の市民後見人養成研修受講者の受入れについて県社協と連携を図っていく。
46			社会福祉協議会	市民後見人養成研修の修了者へのフォローアップ研修や意見交換会を実施し、活動に至っていない方への活動の意欲向上に努めます。	事例発表・意見交換会では、権利擁護に関する事業の実施状況を報告するとともに、在宅で生活する被後見人への市民後見人の実際の活動を報告し、成年後見制度利用の実状の理解を深めた。 フォローアップ研修では市民後見人の意義や役割について市担当者からの講義を実施。また、認知症への理解を深める為に福津市認知症地域支援推進員の方から福津市の現状や認知症地域支援推進員の活動について講義、グループワークを行ってもらった。	引き続き、成年後見制度における市民後見人の意義について理解を深めていただく。	市民後見人養成研修の修了者の理解を深めること、また中核機関として、成年後見制度の利用促進の為に周知、啓発に努めている。
47			社会福祉協議会	社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業やあんしんサポート事業の適正な運営に努めます。	年3回、権利擁護事業運営委員会を開催し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職に、事業の状況報告を行い、支援が適切に行なわれているか検証する機会を設け、事業の適正な運営に努めた。	日常生活自立支援事業やあんしんサポート事業は、成年後見制度より利用しやすい権利擁護事業で、利用者の判断能力の低下に伴い成年後見制度利用につながる重要な事業である。しかし、利用開始後の認知症状の進行等、事業の利用では対応しきれないケースが発生しており、成年後見制度へのスムーズな移行が課題となっている。	支援の担い手の発掘・育成とともに、人材確保の必要性に向け、市に理解を求めている。 また引き続き、権利擁護事業運営委員会にて、適切な支援に向けて協議を行っている。
48		6. 虐待防止の推進	こども家庭部 こども課	安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。	6月、11月に家庭児童相談室の啓発活動を行い、相談窓口の周知を行った。	子どもに関わる様々な相談について受け持つ内容や相談窓口の変更等の精査が必要。	多岐にわたる相談内容にどう対応していくかを他機関と協議し、相談体制の充実を図る。
49			健康福祉部 高齢者サービス課・福祉課	安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。	地域包括支援センターや市役所窓口で相談業務を行い、支援を行った。また、地域においてセンター職員が出向き広報活動を行った。	相談窓口の周知を拡充する。	継続して、地域や民生委員会に対して相談窓口の周知を行う。
50			健康福祉部 福祉課	虐待防止に関する研修を行います。	福津市基幹相談支援センターにより、市内障がい福祉サービス事業所に対し、虐待防止研修を行った。また、身体拘束に関する研修を実施することで福津市全体の知識の向上を行った。動画配信形式で研修を行った。	研修に参加していない事業所への虐待防止に対する知識の普及。	引き続き、虐待防止に向け、研修等を行っていく。
51			こども家庭部 こども課	虐待防止に関する研修を行います。	市内小中学校の児童虐待対応の実務者に対し、要保護児童対策地域協議会実務者研修を年2回開催した。	市内小中学校だけでなく、幼稚園・保育園にも研修の幅を広げる。	要保護児童対策地域協議会実務者研修の対象者を幼稚園・保育園等にも広げる。
52			健康福祉部 高齢者サービス課	虐待防止に関する研修を行います。	事業所向け虐待研修会を開催し、虐待防止に関する理解を深めた。	研修に参加していない事業所への虐待防止に対する知識の普及。	オンライン等を使った開催方法の検討を行う。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
44	2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	5. 成年後見制度の利用 促進	健康福祉部 高齢者サービス課	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け、中核機関のあり方を関係機関と協議・検討します。	中核機関における協議会のあり方を関係機関と協議、検討した。	地域における権利擁護に関する情報のアウトリーチ。	中核機関や情報保有機関同士の連携を強化し、情報収集を活性化する。
			健康福祉部 福祉課	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け、中核機関のあり方を関係機関と協議・検討します。	これまでの中核機関のあり方の検討を踏まえ、今年度より中核機関の設置を行った。	中核機関の設置により、今後の協議会の運営方法等の検討を行う必要がある。	関係機関と協議を行い、協議会の準備を進める。
45			社会福祉協議会	市民後見人養成研修の修了者について、社会福祉協議会の法人後見の実務担当者としての活動を進めます。	令和5年度は、新たに2件のケースを受任し、そのうち1件については新しく市民後見人登録者2名に実務担当として活動を開始してもらった。市民後見人登録者のうち、活動中の方は計9名となっている。また令和6年度の市民後見人登録者は28名となった。	市民後見人養成研修を受講しても、成年後見制度や対人援助、市民後見人の意義を理解し、実際に活動できる方は少ない。	1人でも多くの市民後見人に法人後見の実務担当者として活動に従事していただくことで、成年後見制度への理解と周知、適切な利用につなげていく。また県社協主催の市民後見人養成研修受講者の受入れについて県社協と連携を図っていく。
46			社会福祉協議会	市民後見人養成研修の修了者へのフォローアップ研修や意見交換会を実施し、活動に至っていない方への活動の意欲向上に努めます。	事例発表・意見交換会では、権利擁護に関する事業の実施状況を報告するとともに、在宅で生活する被後見人への市民後見人の実際の活動を報告し、成年後見制度利用の実状の理解を深めた。 フォローアップ研修では市民後見人の意義や役割について市担当者からの講義を実施。また、認知症への理解を深める為に福津市認知症地域支援推進員の方から福津市の現状や認知症地域支援推進員の活動について講義、グループワークを行ってもらった。	引き続き、成年後見制度における市民後見人の意義について理解を深めていただく。	市民後見人養成研修の修了者の理解を深めること、また中核機関として、成年後見制度の利用促進の為の周知、啓発に努めていく。
47			社会福祉協議会	社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業やあんしんサポート事業の適正な運営に努めます。	年3回、権利擁護事業運営委員会を開催し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職に、事業の状況報告を行い、支援が適切に行なわれているか検証する機会を設け、事業の適正な運営に努めた。	日常生活自立支援事業やあんしんサポート事業は、成年後見制度より利用しやすい権利擁護事業で、利用者の判断能力の低下に伴い成年後見制度利用につながる重要な事業である。しかし、利用開始後の認知症状の進行等、事業の利用では対応しきれないケースが発生しており、成年後見制度へのスムーズな移行が課題となっている。	支援の担い手の発掘・育成とともに、人材確保の必要性に向け、市に理解を求めている。 また引き続き、権利擁護事業運営委員会にて、適切な支援に向けて協議を行っている。
48		6. 虐待防止の推進	こども家庭部 こども課	安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。	6月、11月に家庭児童相談室の啓発活動を行い、相談窓口の周知を行った。	子どもに関わる様々な相談について受け持つ内容や相談窓口の変更等の精査が必要。	多岐にわたる相談内容にどう対応していくかを他機関と協議し、相談体制の充実を図る。
49			健康福祉部 高齢者サービス課・福祉課	安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。	地域包括支援センターや市役所窓口で相談業務を行い、支援を行った。また、地域においてセンター職員が出向き広報活動を行った。	相談窓口の周知を拡充する。	継続して、地域や民生委員会に対して相談窓口の周知を行う。
50			健康福祉部 福祉課	虐待防止に関する研修を行います。	福津市基幹相談支援センターにより、市内障がい福祉サービス事業所に対し、虐待防止研修を行った。また、身体拘束に関する研修を実施することで福津市全体の知識の向上を行った。動画配信形式で研修を行った。	研修に参加していない事業所への虐待防止に対する知識の普及。	引き続き、虐待防止に向け、研修等を行っていく。
51			こども家庭部 こども課	虐待防止に関する研修を行います。	市内小中学校の児童虐待対応の実務者に対し、要保護児童対策地域協議会実務者研修を年2回開催した。	市内小中学校だけでなく、幼稚園・保育園にも研修の幅を広げる。	要保護児童対策地域協議会実務者研修の対象者を幼稚園・保育園等にも広げる。
52			健康福祉部 高齢者サービス課	虐待防止に関する研修を行います。	事業所向け虐待研修会を開催し、虐待防止に関する理解を深めた。	研修に参加していない事業所への虐待防止に対する知識の普及。	オンライン等を使った開催方法の検討を行う。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
53	2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	6. 虐待防止の推進	健康福祉部 福祉課 こども家庭部 こども課	虐待防止に向けて、関係機関との連携体制に努めます。	宗像署、宗像児童相談所、宗像市と共同で宗像福祉児童虐待防止プロジェクトを立ち上げており、連携の強化を行っている。	要保護児童対策地域協議会において連携の強化を行っているが、児童虐待においてまだ認識の浅いところもあるので啓発が必要。	研修等を行い、児童虐待に対する認識を深める。各所に対しての児童虐待防止の啓発活動も行う。
54			健康福祉部 高齢者サービス課	虐待防止に向けて、関係機関との連携体制に努めます。	地域包括支援センターと協力して、相談業務を行い、支援を行った。	関係機関との連携体制の構築。	包括支援センターや関係機関、部署と連携体制を強化する。
55			健康福祉部 福祉課	障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受けた障がい者本人の届け出には、市が中心となって対応します。生命に関わるような緊急事態もあるので、まずは障がい者の安全を最優先に考えます。	令和5年度については、福津市基幹相談支援センター(虐待防止センター)と連携し、14件の事案について相談、虐待対応を行った。	生命に関わるような案件はなかったものの、困難案件も生じており、各事案について、適切に対応していく必要がある。	今後も、虐待通報に対しては、迅速に対応し、解決に向かうよう対応していく。
56			こども家庭部 こども課	児童虐待についての相談や通告に関して、早期発見と児童の安全確保に迅速に対応します。	宗像児童相談所と共通のアセスメントシートを使い、虐待の重度を共有することにより、より迅速な対応と児相との方針の共有ができるようになった。	第一発見者になりうる学校等への連携を更に密にし、早期発見につなげることが必要。	学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(文科省)を活用を促し、SSWとの連携も図る。
57			福祉課 こども家庭部 こども課	DV等を発見した場合は、速やかに担当部署に情報提供を行います。	相談者の不利益にならないように、相談の中でDVの疑いを感じた時点で担当部署につなげ、一緒に対応できている。	相談者は同じ話を各部署ですることから精神的ダメージを受けることがあることから、相談者の不利益にならないようにすることが必要。	こどものいるDV等の相談には男女共同参画推進室と一緒に相談を聞き、対応を行う。
58			健康福祉部 高齢者サービス課・	DV等を発見した場合は、速やかに担当部署に情報提供を行います。	担当部署と連携して対応する体制をとっている。	DV等を発見した場合の情報提供の徹底。	DV等を発見した場合の対応について職員に周知する。
59			社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉会と連携し、課題を抱える家庭を発見する視点の啓発を行い、地域の見守り活動を推進します。	民生委員の全体会やブロックごとの定例会に出席し、地域における課題の共有を実施した。	民生委員・児童委員、自治会長、郷づくり推進協議会、小地域福祉会など、地域の中で相談を受けたり、見聞きたりしていることを、気軽に相談することができず、負担感になっている。	地域の見守りや気づきの視点を広げていくためには、市の各課やそれぞれの相談機関の職員1人1人が、市民からのあらゆる相談を受け止め、関係機関に丁寧につなぐ意識を持つことが必要である。
60			社会福祉協議会	市や障がい福祉サービス事業所と連携し、障がい者の虐待防止、虐待事案への適切な対応に努めます。	障害者虐待防止研修を市民、企業、事業所向けに実施。虐待事案への対応を行った。	動画配信、DVDでの研修であるため、質疑応答ができない。	受講後のアンケートで質問や思い違いが感じられる方や施設には、電話等での回答や追加の研修を実施する。
61	3 いつでも相談できる「まちづくり」	7. 民生委員・児童委員活動への支援	健康福祉部 福祉課	民生委員・児童委員の役割を明確にすることで負担の軽減を行い、活動しやすい環境づくりに取り組みます。	コロナ禍での民生委員活動の自粛もなくなり、積極的に支援活動や、各ブロックでの研修を行った。	民生委員・児童委員として提供された個人情報の取り扱いについての理解。	個人情報保護については、適切に取り扱うことを常に意識して行動するよう周知する。
62			健康福祉部 福祉課	民生委員・児童委員について理解を深められるよう、活動内容の周知に取り組めます。	福津市広報2月号で、民生委員児童委員、主任児童委員の活動について掲載した。	市民に対し、民生委員・児童委員活動について周知が必要。	民生委員・児童委員に、担当地域の世帯を訪問した際に周知をしてもらう。
63			社会福祉協議会	民生委員・児童委員と連携を図り、地域の見守り訪問活動が円滑に行えるよう支援します。	民生委員と小地域福祉会の見守り活動について協議したり、民生委員の訪問に同行してケースの支援を実施した。	民生委員・児童委員の相談は多岐にわたるため、対応の可否に困惑したり、相談受付後のつなぎ先が不明瞭なケースが多くある。また、夜間・日曜・祝日等の緊急時はつなぎ先がなく、これらが活動の負担増になっている。	地域の見守りや気づきの視点を広げていくためには、市の各課やそれぞれの相談機関の職員1人1人が、市民からのあらゆる相談を受け止め、関係機関に丁寧につなぐ意識を持つことが必要である。
64			社会福祉協議会	民生委員・児童委員の見守り訪問活動をサポートする小地域福祉会や地域の有志の取り組みの普及・啓発を行います。	社協だよりやふくつのふくしを活用して、具体的な活動内容や取り組みの工夫について周知した。研修会を実施し、地域福祉活動に関する協議を実施した。	小地域福祉会未結成自治会との情報交換の場が少ない。	民生委員との個別の意見交換や、地区単位での協議の場を通じて、見守り活動について共に考える。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
53	2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	6. 虐待防止の推進	健康福祉部 福祉課 こども家庭部 こども課	虐待防止に向けて、関係機関との連携体制に努めます。	宗像署、宗像児童相談所、宗像市と共同で宗像福祉児童虐待防止プロジェクトを立ち上げており、連携の強化を行っている。	要保護児童対策地域協議会において連携の強化を行っているが、児童虐待においてまだ認識の浅いところもあるので啓発が必要。	研修等を行い、児童虐待に対する認識を深める。各所に対しての児童虐待防止の啓発活動も行う。
54			健康福祉部 高齢者サービス課	虐待防止に向けて、関係機関との連携体制に努めます。	地域包括支援センターと協力して、相談業務を行い、支援を行った。	関係機関との連携体制の構築。	包括支援センターや関係機関、部署と連携体制を強化する。
55			健康福祉部 福祉課	障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受けた障がい者本人の届け出には、市が中心となって対応します。生命に関わるような緊急事態もあるので、まずは障がい者の安全を最優先に考えます。	令和5年度については、福津市基幹相談支援センター(虐待防止センター)と連携し、14件の事案について相談、虐待対応を行った。	生命に関わるような案件はなかったものの、困難案件も生じており、各事案について、適切に対応していく必要がある。	今後も、虐待通報に対しては、迅速に対応し、解決に向かうよう対応していく。
56			こども家庭部 こども課	児童虐待についての相談や通告に関して、早期発見と児童の安全確保に迅速に対応します。	宗像児童相談所と共通のアセスメントシートを使い、虐待の重度を共有することにより、より迅速な対応と児相との方針の共有ができるようになった。	第一発見者になりうる学校等への連携を更に密にし、早期発見につなげることが必要。	学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(文科省)を活用を促し、SSWとの連携も図る。
57			福祉課 こども家庭部 こども課	DV等を発見した場合は、速やかに担当部署に情報提供を行います。	相談者の不利益にならないように、相談の中でDVの疑いを感じた時点で担当部署につなげ、一緒に対応できている。	相談者は同じ話を各部署ですることから精神的ダメージを受けることがあることから、相談者の不利益にならないようにすることが必要。	こどものいるDV等の相談には男女共同参画推進室と一緒に相談を聞き、対応を行う。
58			健康福祉部 高齢者サービス課・	DV等を発見した場合は、速やかに担当部署に情報提供を行います。	担当部署と連携して対応する体制をとっている。	DV等を発見した場合の情報提供の徹底。	DV等を発見した場合の対応について職員に周知する。
59			社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉会と連携し、課題を抱える家庭を発見する視点の啓発を行い、地域の見守り活動を推進します。	民生委員の全体会やブロックごとの定例会に出席し、地域における課題の共有を実施した。	民生委員・児童委員、自治会長、郷づくり推進協議会、小地域福祉会など、地域の中で相談を受けたり、見聞きたりしていることを、気軽に相談することができず、負担感になっている。	地域の見守りや気づきの視点を広げていくためには、市の各課やそれぞれの相談機関の職員1人1人が、市民からのあらゆる相談を受け止め、関係機関に丁寧につなぐ意識を持つことが必要である。
60			社会福祉協議会	市や障がい福祉サービス事業所と連携し、障がい者の虐待防止、虐待事案への適切な対応に努めます。	障害者虐待防止研修を市民、企業、事業所向けに実施。虐待事案への対応を行った。	動画配信、DVDでの研修であるため、質疑応答ができない。	受講後のアンケートで質問や思い違いが感じられる方や施設には、電話等での回答や追加の研修を実施する。
61	3 いつでも相談できる「まちづくり」	7. 民生委員・児童委員活動への支援	健康福祉部 福祉課	民生委員・児童委員の役割を明確にすることで負担の軽減を行い、活動しやすい環境づくりに取り組みます。	コロナ禍での民生委員活動の自粛もなくなり、積極的に支援活動や、各ブロックでの研修を行った。	民生委員・児童委員として提供された個人情報の取り扱いについての理解。	個人情報保護については、適切に取り扱うことを常に意識して行動するよう周知する。
62			健康福祉部 福祉課	民生委員・児童委員について理解を深められるよう、活動内容の周知に取り組みます。	福津市広報2月号で、民生委員児童委員、主任児童委員の活動について掲載した。	市民に対し、民生委員・児童委員活動について周知が必要。	民生委員・児童委員に、担当地域の世帯を訪問した際に周知をしてもらう。
63			社会福祉協議会	民生委員・児童委員と連携を図り、地域の見守り訪問活動が円滑に行えるよう支援します。	民生委員と小地域福祉会の見守り活動について協議したり、民生委員の訪問に同行してケースの支援を実施した。	民生委員・児童委員の相談は多岐にわたるため、対応の可否に困惑したり、相談受付後のつなぎ先が不明瞭なケースが多くある。また、夜間・日曜・祝日等の緊急時はつなぎ先がなく、これらが活動の負担増になっている。	地域の見守りや気づきの視点を広げていくためには、市の各課やそれぞれの相談機関の職員1人1人が、市民からのあらゆる相談を受け止め、関係機関に丁寧につなぐ意識を持つことが必要である。
64			社会福祉協議会	民生委員・児童委員の見守り訪問活動をサポートする小地域福祉会や地域の有志の取り組みの普及・啓発を行います。	社協だよりやふくつのふくしを活用して、具体的な活動内容や取り組みの工夫について周知した。研修会を実施し、地域福祉活動に関する協議を実施した。	小地域福祉会未結成自治会との情報交換の場が少ない。	民生委員との個別の意見交換や、地区単位での協議の場を通じて、見守り活動について共に考える。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
65	3 いつでも相談できる「まちづくり」	7. 民生委員・児童委員活動への支援	社会福祉協議会	見守り訪問活動をする中で発見した課題を抱える家庭や地域の課題の相談を受け止める支援体制を整備します。	民生委員の定例会や小地域福祉会に出向く機会を増やし、心配なケースについて直接相談を受けた。	地域が把握したニーズのつなぎ先の情報や地域の支援者を支える取り組みが不足しており、地域や個人が支援を抱え込んでいる。	市の各課や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の相談機関が、あらゆる相談を受け止め支援していく体制を整備し、市民に明確に示していくことが必要である。
66		8. 生活困窮者の自立に向けた支援	教育部 学校教育課	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助を行い保護者の経済的負担を軽減します。	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助(認定件数は738人・471世帯)を行い、保護者の経済的負担を軽減することができた。	特になし	特になし
67			健康福祉部 福祉課	市民に対し、生活困窮者の相談窓口を周知し、多くの相談者が来庁しやすくなるよう努めます。	生活困窮者相談件数は、延べ304件(うち新規の相談72件)でした。ホームページ等に相談窓口の情報を掲載し市民へ広く周知を実施した。	市民へ生活困窮の相談窓口で対応できる内容の周知が不足していたことが課題。	ホームページの定期更新だけでなく、広報誌を活用し、ネット環境がない市民への周知も図り、相談者が来庁しやすい環境を整えていく。
68			健康福祉部 福祉課	多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。	他課や社会福祉協議会、基幹相談支援センター、県の相談担当課と連携を密にし、相談者の支援体制を整えた。	特になし	継続して、関係機関等と連携を密にし、相談者の支援体制を整えていく。
69			健康福祉部 福祉課	民生委員・児童委員協議会に対し、生活困窮者の自立支援について説明を行い、相談窓口の役割を理解してもらいます。	民生委員に、窓口や相談に同席をしていただき、相談窓口の役割について理解を深めていただいた。	民生委員・児童委員への生活困窮者自立支援制度の周知不足が課題。	民生委員・児童委員に、相談窓口の役割についてチラシ等を活用し周知する。
70			社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉会と連携し、地域の見守り活動の中で生活困窮者の情報を把握し、適切な支援につなぎます。	民生委員の定例会や小地域福祉会に出向く機会を増やし、心配なケースについて直接相談を受けた。	地域住民の間で抱え込んでいるケースを把握できていない。	引き続き相談しやすい関係づくりを行い、相談があった際には話を受け止め、適切な相談機関へのつなぎや協議の機会を創出する。
71			社会福祉協議会	福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業をとおして、相談支援を一体的に実施し、生活困窮者の社会的、経済的自立を支援できるように努めます。	福祉課生活相談係をはじめ、関係機関との連携を密に行い、生活困窮者の相談支援を行った。	経済的困窮だけでなく、複合的な課題を抱えた世帯が多い。また特例貸付を行った方の一部が償還開始となっているが、非課税世帯で償還免除になった世帯も多く、借入後も困窮状況が継続している世帯が見受けられる。	一つの部署(機関)だけでは解決困難なため、多機関が連携しやすい体制づくりを行っていく必要がある。
72			社会福祉協議会	制度の申請手続きや次の支援までの期間に時間を要し、その間支援を受けられない方々や、相談先がないケースや制度の狭間の状況にある方に対し、福岡県社会福祉法人経営者協議会が行っている「ふくおかライフレスキュー事業」や市内社会福祉法人の連携などを活用し支援を行います。	生活困窮や障がいなど複合的な課題を抱えた世帯の相談支援を実施した。市内の社会福祉法人と支援策を協議し、ケースを共有していくことで、社会福祉法人全体で、制度の間に対する問題意識が高まり、連携が図りやすくなった。	引き続き、市内の社会福祉法人との連携強化が必要。	相談対応の振り返りや事例検討を実施していく。
73		9. 相談を包括的に受け止める体制づくり	健康福祉部 福祉課	基幹相談支援センターを設置することにより、相談支援事業所間の連携が強化され、障がいの種別やニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施します。	令和5年4月から基幹相談支援センターを設置することができ、年間延べ1,329件の多様な相談に応じた。	基幹相談支援センターが相談支援の中核になるよう市民・関係機関への周知が必要。また、今後ケア会議から問題を抽出し自立支援協議会で検討できる体制づくりが必要。	福津市HPへの掲載やチラシを作成し配布することでセンターの認知度を向上させる。ケア会議からの抽出については各事業所と連携し、まずは問題を抽出し自立支援会議に報告する意識づくりから始めていく。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
65	3 いつでも相談できる「まちづくり」	7. 民生委員・児童委員活動への支援	社会福祉協議会	見守り訪問活動をする中で発見した課題を抱える家庭や地域の課題の相談を受け止める支援体制を整備します。	民生委員の定例会や小地域福祉会に出向く機会を増やし、心配なケースについて直接相談を受けた。	地域が把握したニーズのつなぎ先の情報や地域の支援者を支える取り組みが不足しており、地域や個人が支援を抱え込んでいる。	市の各課や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の相談機関が、あらゆる相談を受け止め支援していく体制を整備し、市民に明確に示していくことが必要である。
66		8. 生活困窮者の自立に向けた支援	教育部 学校教育課	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助を行い保護者の経済的負担を軽減します。	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助(認定件数は738人・471世帯)を行い、保護者の経済的負担を軽減することができた。	特になし	特になし
67			健康福祉部 福祉課	市民に対し、生活困窮者の相談窓口を周知し、多くの相談者が来庁しやすくなるよう努めます。	生活困窮者相談件数は、延べ304件(うち新規の相談72件)でした。ホームページ等に相談窓口の情報を掲載し市民へ広く周知を実施した。	市民へ生活困窮の相談窓口で対応できる内容の周知が不足していたことが課題。	ホームページの定期更新だけでなく、広報誌を活用し、ネット環境がない市民への周知も図り、相談者が来庁しやすい環境を整えていく。
68			健康福祉部 福祉課	多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。	他課や社会福祉協議会、基幹相談支援センター、県の相談担当課と連携を密にし、相談者の支援体制を整えた。	特になし	継続して、関係機関等と連携を密にし、相談者の支援体制を整えていく。
69			健康福祉部 福祉課	民生委員・児童委員協議会に対し、生活困窮者の自立支援について説明を行い、相談窓口の役割を理解してもらいます。	民生委員に、窓口や相談に同席をしていただき、相談窓口の役割について理解を深めていただいた。	民生委員・児童委員への生活困窮者自立支援制度の周知不足が課題。	民生委員・児童委員に、相談窓口の役割についてチラシ等を活用し周知する。
70			社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉会と連携し、地域の見守り活動の中で生活困窮者の情報を把握し、適切な支援につなぎます。	民生委員の定例会や小地域福祉会に出向く機会を増やし、心配なケースについて直接相談を受けた。	地域住民の間で抱え込んでいるケースを把握できていない。	引き続き相談しやすい関係づくりを行い、相談があった際には話を受け止め、適切な相談機関へのつなぎや協議の機会を創出する。
71			社会福祉協議会	福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業をとおして、相談支援を一体的に実施し、生活困窮者の社会的、経済的自立を支援できるように努めます。	福祉課生活相談係をはじめ、関係機関との連携を密に行い、生活困窮者の相談支援を行った。	経済的困窮だけでなく、複合的な課題を抱えた世帯が多い。また特例貸付を行った方の一部が償還開始となっているが、非課税世帯で償還免除になった世帯も多く、借入後も困窮状況が継続している世帯が見受けられる。	一つの部署(機関)だけでは解決困難なため、多機関が連携しやすい体制づくりを行っていく必要がある。
72			社会福祉協議会	制度の申請手続きや次の支援までの期間に時間を要し、その間支援を受けられない方々や、相談先がないケースや制度の狭間の状況にある方に対し、福岡県社会福祉法人経営者協議会が行っている「ふくおかライフレスキュー事業」や市内社会福祉法人の連携などを活用し支援を行います。	生活困窮や障がいなど複合的な課題を抱えた世帯の相談支援を実施した。市内の社会福祉法人と支援策を協議し、ケースを共有していくことで、社会福祉法人全体で、制度の間に対する問題意識が高まり、連携が図りやすくなった。	引き続き、市内の社会福祉法人との連携強化が必要。	相談対応の振り返りや事例検討を実施していく。
73		9. 相談を包括的に受け止める体制づくり	健康福祉部 福祉課	基幹相談支援センターを設置することにより、相談支援事業所間の連携が強化され、障がいの種別やニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施します。	令和5年4月から基幹相談支援センターを設置することができ、年間延べ1,329件の多様な相談に応じた。	基幹相談支援センターが相談支援の中核になるよう市民・関係機関への周知が必要。また、今後ケア会議から問題を抽出し自立支援協議会で検討できる体制づくりが必要。	福津市HPへの掲載やチラシを作成し配布することでセンターの認知度を向上させる。ケア会議からの抽出については各事業所と連携し、まずは問題を抽出し自立支援会議に報告する意識づくりから始めていく。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
74	3 いつでも相談できる「まちづくり」	9. 相談を包括的に受け止める体制づくり	こども家庭部 こども課	子育て中の家庭の保護者が孤立することなく、周りの保護者や地域とつながりを持ち、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校等が連携して育てる地域体制の整備を推進します。	子育て支援センターでは、子育て中の保護者が孤立せずに育児を行えるように、子育てサロンの運営の中で、定期的に育児講座、離乳食教室を開催するなど、育児についての相談をしやすい環境の整備に努めている。	子育てについて、保護者や子ども達が抱える問題は多様であり、対応する行政サービスの充実や、関連部署への案内をスムーズに行う必要がある。	相談者に対して、対応する行政サービスを円滑に案内できるように、ガイドブックを活用する。 また、関連部署との連携の強化を図る。
75			健康福祉部 福祉課	障がい、子ども、高齢者をはじめとして、分野を超えた複数の部門や地域と連携し、だれもが気軽に集える場を整備し、支え合いの仕組みづくりを推進します。	担当課がそれぞれ連携し情報交換をすることで、複合的な支援を要する相談にも対応した。	明確な協議の場や専門の相談窓口がないため、今後整備が必要となる。	担当課や関係機関と連携し協議の体制を構築する。
76			社会福祉協議会	高齢・障がい・子ども・生活困窮など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の共働の中核となる体制の構築を目指します。	社会福祉協議会で受け止めた様々な相談を、関係機関と連携しながら対応した。	連携を図る上で、それぞれの部署・機関(担当者)で、対応に温度差がある。	相談者が混乱しないように、相談を受付けた関係部署間での丁寧な繋ぎをしていく必要がある。
77			社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付、障がい者虐待防止センター事業など、生活困窮者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的に行い、個々に寄り添った支援を行います。	令和5年度は、新たに子育て世帯訪問支援を受託したが、まだ対応実績はない。 高齢・障がい・子ども・生活困窮などに係る、様々な受託事業や独自事業を通して発見したケースに、地域住民の協力を得ながら、個々に寄り添った支援を行った。	ケースに関わるそれぞれの部署・機関(担当者)で、支援の方向性が定まっていないことがある。	複合的な課題を抱えた世帯を支援するためには、関係者や関係機関が情報交換及び役割分担を行い、支援の方向性を考えていく必要があり、その調整役・推進役の位置づけや、体制づくりが必要である。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和5年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和5年度 事業の成果 (DO)	令和5年度 今後の課題 (CHECK)	令和5年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
74	3 いつでも相談できる「まちづくり」	9. 相談を包括的に受け止める体制づくり	こども家庭部 こども課	子育て中の家庭の保護者が孤立することなく、周りの保護者や地域とつながりを持ち、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校等が連携して育てる地域体制の整備を推進します。	子育て支援センターでは、子育て中の保護者が孤立せずに育児を行えるように、子育てサロンの運営の中で、定期的に育児講座、離乳食教室を開催するなど、育児についての相談をしやすい環境の整備に努めている。	子育てについて、保護者や子ども達が抱える問題は多様であり、対応する行政サービスの充実や、関連部署への案内をスムーズに行う必要がある。	相談者に対して、対応する行政サービスを円滑に案内できるように、ガイドブックを活用する。 また、関連部署との連携の強化を図る。
75			健康福祉部 福祉課	障がい、子ども、高齢者をはじめとして、分野を超えた複数の部門や地域と連携し、だれもが気軽に集える場を整備し、支え合いの仕組みづくりを推進します。	担当課がそれぞれ連携し情報交換をすることで、複合的な支援を要する相談にも対応した。	明確な協議の場や専門の相談窓口がないため、今後整備が必要となる。	担当課や関係機関と連携し協議の体制を構築する。
76			社会福祉協議会	高齢・障がい・子ども・生活困窮など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の共働の中核となる体制の構築を目指します。	社会福祉協議会で受け止めた様々な相談を、関係機関と連携しながら対応した。	連携を図る上で、それぞれの部署・機関(担当者)で、対応に温度差がある。	相談者が混乱しないように、相談を受付けた関係部署間での丁寧な繋ぎをしていく必要がある。
77			社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付、障がい者虐待防止センター事業など、生活困窮者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的に行い、個々に寄り添った支援を行います。	令和5年度は、新たに子育て世帯訪問支援を受託したが、まだ対応実績はない。 高齢・障がい・子ども・生活困窮などに係る、様々な受託事業や独自事業を通して発見したケースに、地域住民の協力を得ながら、個々に寄り添った支援を行った。	ケースに関わるそれぞれの部署・機関(担当者)で、支援の方向性が定まっていないことがある。	複合的な課題を抱えた世帯を支援するためには、関係者や関係機関が情報交換及び役割分担を行い、支援の方向性を考えていく必要があり、その調整役・推進役の位置づけや、体制づくりが必要である。